

財政難に陥る企業：

UAE 破産法について企業の代表者が知るべきこと

2016年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2016年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae
HP: www.clydeco.com

كليرداندكو
CLYDE & CO

財政難に陥る企業：UAE 破産法について企業の代表者が知るべきこと

UAE 新破産法 (2016 年連邦法第 9 号) は、アラブ首長国連邦 (UAE) における財政難に瀕した企業への対処に焦点を当てています。同法は 2016 年 12 月 29 日に発効されます。本稿では同法の主要点について概要をまとめることとします。

この破産法では、財政難に陥る企業に与えられた手続きが、より明確にされています。しかし、そのような企業の役員や管理者は、どのような法的義務を負うのでしょうか。

朗報 — 破産申告をしなくても、犯罪とはみなされません

企業の破産に関する現行の UAE 法が含まれる商法 (1993 年連邦法第 18 号) 第 5 巻の規則に基づき、債務の支払いが滞ってから (“債務不履行による破産”後) 30 日以内に、その企業が破産を申告しなかった場合、違法行為とみなされます。よって、会社役員は、破産申告手続きを行わなかった罪で、刑事責任が問われる可能性があります。

破産法では、企業は、その債務の支払いが不可能となった時点、あるいはバランスシート上支払不能となった (負債が資産を上回った) 時点から 30 営業日後、破産手続き開始の申告をしなければならないとされていますが、この期限内に申告をしなかったからといって、違法行為とみなされることは、もはやありません。また同法は、予防的和解を目指すか、破産手続きを行うかの決定権は株主にあり、特別決議により決定が下されるべきであることが明確に示されています。

この点は、財政難に陥った企業の役員や管理者にとっては朗報といえるでしょう。債務不履行による破産に対する刑事制裁の脅威は、最も有利な決着を求める債権者により乱用される危険性がありました。また、役員は難しい選択を強いられました。特に財政が回復する可能性がある場合など、正式な破産申告が必ずしも企業にとっての最善策ではないため、法律の遵守と自らの立場を守ることに重きをおくべきか、悩ましいところでした。

財政難を抱えながらの経営 — 伴うリスク

破産法は、財政難に陥った企業に対し、キャッシュフロー上あるいはバランスシート上の支払不能に至る前に、破産申告の代替策として、債権者と法的効力のある合意に導くための裁判所の支援による手続きについて定めています。これは予防的和解 (preventive composition) と呼ばれるものです。債務不履行による破産の違法行為の定めを撤廃するとともに、この規定も、会社役員が、経営不振にできるだけ早急に対応することを促す前向きな動きといえるでしょう。

ただし、債務者に与えられた予防的和解の申請期限は比較的短く、債務支払いが不能となった日から 30 営業日以内 (管轄規制機関の規則によっては、さらに短い期限内) に申請する必要があります。予防的和解を申請する機会を逃した場合、会社役員は、財政難を抱えながらの企業運営、破産に至った場合は一層困難な状況を取り仕切らなければならない危険性があることを忘れてはなりません。

清算手続きにおける特定の違法行為

破産法第 201 条は、裁判所命令により清算手続きに入る企業の役員や管理者の責任が問われ得る違法行為について定めています。

・ 特恵 (Preferences)

会社役員が、ほかの債権者に不利益が及ぶにもかかわらず、一債権者への返済を承認する、あるいは一債権者や特定の債権者を優遇するなどの特恵は、企業が債務支払不能に陥った後に行われた場合、違法行為とみなされます。その目的が予防的和解や財務の再建を目指すことであっても、違法行為とみなされます。そのため、会社役員は、主要な債権者から返済スキームの合意を得るために、一部の債権者だけに支払いを行う、全債務または一部の債務処理を促進するなどを行う場合、十分注意を払う必要があります。特に通常の業務過程において支払いが滞った状態にある場合はなおさらです。

・ 低価格での資産売却

会社役員が、不誠実に、会社の資産を実際の価値よりも低い値段で売却することは違法行為に当たります。したがって、財政難に陥った企業の役員は、資産を売却する場合、市場価格での売却を確実にする必要があります。それら売却の目的が、企業が破産申告や予防的和解の手続きに入ることを遅らせることにある場合、あるいは、そのような手続きを終わらせることにある場合は、特に注意が必要です。資産の価格決定には、専門家に査定を頼むのが賢明でしょう。

・ 非主力事業、投機的取引

企業が営業許可のある事業活動ではない非主力事業を行った場合、特にそれら活動が（たとえ結果的であったとしても）投機的なものであったり、企業の財政難の主要因であったりする場合、破産法に則り、役員の実任が問われる可能性があります。会社役員はいつでも、経営上の意思決定を誤った場合、その責任が問われる危険性がありますが（商業会社法の項目を参照）、企業が財政難に瀕した場合は、そのリスクがさらに高くなります。

これら違法行為について、破産法は、会社役員および管理者に対し 2 年未満の禁固刑を罰則として定めています。また、営業許可に管理職や役員として登録されていなくても、経営上の決定において主要な役割を担った者も責任が問われることが明確に定められています。よって、役員や管理者から職務を委託され、企業の特定の事業管理を任された社員にも責任追及が及ぶ可能性があるということです。

役員の個人的な財務責任も問われる行為 — 下記参照

上記の違反行為だけが関連する犯罪ではありません。会社の財務状況を意図的に隠蔽する行為（不正な記録管理、会計の改竄など）や、特定の関係者だけが不正に利益を得るような行為（法律に違反する資産運用など）もまた、犯罪とみなされます。

不渡り手形に起因する責任

刑事法において、支払いを履行するに足る資金を持たずに第三者宛に小切手を書くこと、また、資金を引き出して小切手を不渡りにすることは、その行為者に対し刑事責任が問われます。企業に照らして解釈すると、会社の代表者として小切手を書いた個人に責任が問われることとなります。しかし、債務を履行すれば、いつでも、刑事裁判所が判決を下した後であっても、不正を正すことが可能です。

破産法においては、そのような小切手が、企業が予防的和解、あるいは裁判所命令による財務再建を開始する前に書かれたものである場合、違法行為に対する訴追は保留されます。裁判所または債権者により返済スキーム条件が承認された後、それら条件に従い小切手の債務が精算され、結果として生じた不正も正されます。

しかし、破産法により、刑事責任に問われる可能性が完全に取り除かれたわけではないことに留意する必要があります。もし、企業の財務状況が悪化し、破産手続きにより会社が解散した場合、刑事訴追が保留されることはありません。つまり、企業が最も深刻な財政難に陥った場合、その役員に、不渡り小切手に対する刑事上の制裁が科される危険性は残ります。実際のところ、役員が、会社の経営不振が始まった早期段階において小切手を書く際に、将来、裁判所命令により会社が解散する可能性を予測することは容易ではないでしょう。よって、新破産法は確かに会社役員にとって有利なものであり、予防的和解を奨励するものでありますが、キャッシュフロー管理および過去の小切手を慎重に管理することは、やはり重要となります。

役員に対する個人的な財務責任

2015年、UAEは新商事会社法（2015年連邦法第2号）を導入しました。UAEの会社法人の取締役および管理者は、この会社法と新破産法の両方を研究し、自らが経営管理する企業、あるいは株主や債権者などの第三者が被る金銭的損害に対する個人的責任のリスクを十分に理解する必要があります。

以下は関連規定の一部です。

・ **取締役の基本義務** – 商事会社法は、会社を管理する権限を与えられた個人が、その会社に対して負う義務について明確に定めています。これら義務には、管理職を担うにあたり、同様の職務に携わる“慎重な受託者（prudent person）”が払うべき注意および適切な配慮を行う義務が含まれます。これは、会社役員の企業運営と意思決定の質を計る客観テストです。財政難にある会社の役員が予防的和解や破産手続きへ至るまでの期間において下す決定は、この義務に照らしてその是非が判断されるかもしれま

せん。

- ・ **有限責任会社（LLC）管理者責任** – 有限責任会社の管理者は、その会社、提携企業、第三者（債権者など）に対し、“重大な過失”を含むさまざまな行為の責任を負う可能性があります。上述の客観テストに基づき管理者に求められる注意義務を怠った場合も、“重大な過失”とみなされる可能性があります。また、債権者にとっては、その会社に最終的に破産法の手続きが適用される場合、結果として損害に繋がった管理者の決定を指摘する方が簡単かもしれません。
- ・ **低い回収額** – 破産法に基づき（商法と同様）、清算手続きにおいて、会社の資産がその債務の20%をも補填するに足りない場合、裁判所命令により、役員は会社債務の一部あるいは全部を肩代わりして支払わなければなりません。
- ・ **解散命令後の特定の行為に対する責任** – 破産手続き開始から2年間の内に、会社の役員あるいは管理者が、その会社管理において特定の行為を行い、その後会社が解散に至った場合、役員あるいは管理者は、会社の債務に対し責任を問われる可能性があります。これらの行為には、低価格での資産の売却、市場価格以下、あるいは会社の資金では負担しきれない新たな契約の締結、特定の債権者に有利な特恵などが含まれます。しかし、役員らが、それら行為は、会社および債権者の損害を最小限にすることを目的とするものであったことを証明できれば、責任が問われることはありません。また、これら行為に反対した役員、あるいは関与しなかった役員に責任が問われることもありません。よって、役員レベルの意思決定は、審議過程や決定の理由も含め、明確に記録することが大切です。

周到な計画

UAEは、現在の経済に対応する新法の導入を続ける中、法人活動の説明責任が政府の優先事項とされているようです。企業統治の強化は、新商事会社法の目的の一つとされ、新破産法もこれをさらに促進するものであることは確かです。また破産法は、財政難への早急な対応を奨励するものでもあります。よって、UAE企業の役員や管理者は、現在の経済情勢を踏まえ、経営不振への対処を前もって計画し、早期に専門家のアドバイスを仰ぐことが大切であり、法律が定める新たな選択肢を利用するだけでなく、自らが負うリスクについて十分に理解することが重要です。

会社役員および管理者の責任を最小限に抑えるために必要なこと

- ・ 優れた企業統治
 - 定例役員会議
 - 意思決定過程の議事録
 - 経営者／LLC 共同出資者との早期コンサルテーション
- ・ 売却資産の市場価格査定
- ・ 適正な財務記録
- ・ 過去の小切手および保証の記録管理
- ・ 財政難に陥った後、特定の債権者に限り支払いを行う際には十分注意する。
- ・ 新たな条件に合意する際、会社の財政に大きな負担とならないことを確実にするよう精査する。
- ・ D&O 保険により財務的責任（通常は刑事上の罰金ではない）を補填。
- ・ 選択肢に関するアドバイスを早期段階で専門家に仰ぐ。